

平成17年第6回藤岡市議会臨時会会議録

平成17年10月21日(金曜日)

議事日程 第1号

平成17年10月21日(金曜日)午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 市長発言
- 第4 議会運営委員会経過報告
- 第5 諸報告
- 第6 報告第13号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第7 議案第98号 監査委員の選任について
- 第8 議案第99号 多野藤岡医療事務市町村組合の規約変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	安田 肇 君	2番	橋本 新一 君
3番	串田 武 君	4番	湯井 廣志 君
5番	斉藤 千枝子 君	6番	三好 徹明 君
7番	反町 清 君	8番	佐藤 淳 君
9番	茂木 光雄 君	10番	松本 啓太郎 君
12番	冬木 一俊 君	14番	神田 省明 君
15番	木村 喜徳 君	16番	針谷 賢一 君
17番	青柳 正敏 君	18番	坂本 忠幸 君
19番	塩原 吉三 君	20番	清水 保三 君
21番	隅田川 徳一 君	22番	大戸 敏子 君
23番	吉田 達哉 君	24番	久保 信夫 君

欠席議員（1人）

11番 片山 喜博 君

説明のため出席した者

市長	新井 利明 君	助役	関口 敏 君
収入役	堀越 清 君	教育長	針谷 章 君
企画部長	荻野 廣男 君	総務部長	白岩 民次 君
市民環境部長	有我 亘弘 君	健康福祉部長	吉澤 冬充 君
経済部長	戸川 静夫 君	都市建設部長	須川 良一 君
上下水道部長	三木 篤 君	教育部長	中島 道夫 君
監査委員			
	塚越 正夫 君		
事務局長			

議会事務局職員出席者

事務局長	田島 均	議事課長	竹村 康道
課長補佐兼			
	山形 常雄		
議事係長			

## 開 会 の あ い さ つ

議 長（反町 清君） 開会前の貴重な時間でございますが、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、平成17年第6回藤岡市議会臨時会が招集になりましたが、議員各位には公私とも極めて多忙な中、全員に近いご出席をいただきまして開会できますことを厚くお礼申し上げます。

今期臨時会に提案されます案件は、報告1件、議案2件でございます。いずれも市民生活に直接関係のあるものでございますので、慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。

なお、議事運営につきましては、まことに不慣れな私でございますが、何とぞ議員各位の格別なるご指導、ご鞭撻を賜りまして円滑な議事運営が図られますようお願い申し上げます。また、まことに簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

## 開 会 及 び 開 議

午前10時開議

議 長（反町 清君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成17年第6回藤岡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

### 第1 会期の決定

議 長（反町 清君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

### 第2 会議録署名議員の指名

議 長（反町 清君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番松本啓太郎君、12番冬木一俊君、14番神田省明君を指名いたします。

### 第3 市長発言

議 長（反町 清君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 本日、平成17年第6回藤岡市議会臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙のところご出席を賜り、心よりお礼を申し上げます。

今、国も地方も大きな変革期を迎え、従来の制度から新しい制度への転換を決断する時代に入ったと感じております。国においては、今月14日、郵政民営化法案が国会で可決いたしました。今後も引き続き構造改革が積極的に推進されるものと思われま。地方自治体においても、国の動向をよく見据え、地方分権型社会に対応した自治体運営を行っていく必要があると考えます。既に国と地方の三位一体改革においては、地方の自立を促し、自主性を尊重する立場から、地方六団体との間に補助金を削減し、約3兆円の税源移譲を行う合意がされ、2兆4,000億円の移譲が固まっております。しかし、残りの6,000億円につきましては、国と地方に考え方の隔たりがあり、いまだに決着されず、地方自治体への税源移譲について不透明な状況でございます。

藤岡市の主な財源である市税については、最近の地方経済の活況から法人市民税は伸びてきておりますが、全般的な税収の伸びは厳しい状況にあります。その中で責任ある自治体運営を行っていくには、引き続き行財政改革を実施していく必要があります。そして、行財政改革で生み出した財源を有効に活用し、厳しい中でも将来の藤岡市の基盤づくりに投資するとともに、市民ニーズを的確にとらえた行財政運営を行っていく所存でございます。議員各位のご指導とご協力をお願いいたします。

本日、本議会に提案申し上げました案件は、報告1件、議案2件であります。特に多野藤岡医療事務市町村組合の規約変更に関する協議につきましては、第5回定例会において説明が足りない部分もあり、ご理解いただけなかったわけでありましたが、再度提案させていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

#### 第4 議会運営委員会経過報告

議長（反町 清君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長吉田達哉君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 吉田達哉君登壇）

議会運営委員会委員長（吉田達哉君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について、報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により10月20日、委員会を開催し、本日招集となりました平成17年第6回市議会臨時会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い、

会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いについて、今回提案されますものは、報告1件、議案2件であります。それぞれ日程に従い、日程第6、報告第13号については、単独上程、報告のみとし、日程第7、議案第98号については単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決願います。日程第8、議案第99号については、単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。

会期については、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日1日と決定いたしました。

以上で議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（反町 清君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

#### 第5 諸報告

議長（反町 清君） 日程第5、諸報告をいたします。

片山喜博君から平成17年10月14日付で入院治療のため、本日の会議に出席できない旨の欠席届が議長宛に提出されておりますので、ご報告いたします。

#### 第6 報告第13号 専決処分の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

議長（反町 清君） 日程第6、報告第13号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

報告を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 報告第13号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により、議会において特に指定された事項として専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

内容につきましては、平成17年7月25日午前11時20分ごろ、建築課職員が藤岡市上日野奈良山地内のセンターラインのない県道上日野藤岡線を走行中、カーブにおいて対向車と接触し、車両を破損したもので、この事故における損害賠償の額を専決処分したものであります。また、損害賠償金につきましては、損害を与えた車両修理を賠償責任保険で充当いたしますので、あわせてご報告するものであります。安全運転については、日ごろより指導しているところでありますが、なお一層の安全運転の励行に努めるよう注意

を喚起していきたいと考えております。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。

議長（反町 清君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4 番（湯井廣志君） この件に関しまして、毎回のように私の方で質問しているのですが、9月議会のときにも指摘したのですが、これは7月25日ということなので、これはなぜ9月議会のときに提出できなかったのか、その点をお伺いいたします。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 事故が7月25日で、9月議会になぜ提出できなかったかということでございますけれども、事故が起きたのが、先ほど言いましたように7月25日、そして示談の話し合いの調整ができたのが8月22日でございます。この間、なかなか調整に応じてくれなかったということがございます。そして、実際に押印していただいたのが9月16日です。相手のことですので、なかなか個人的なことは言えませんが、いずれにしても署名押印していただいたのが9月16日、それで専決処分したのが9月20日ということでございます。そういうことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（反町 清君） 湯井廣志君。

- 4 番（湯井廣志君） 何回もこの件に関して言っているのですが、改まる気配がない。指導は指導で、かなり厳しくやっていると思いますけれども、今後、今までと同じようなやり方をしていたのでは、これは一向に減る気配がないと思いますので、新たな方法としてどのような方法を考えているのか、その点をお伺いいたします。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白石民次君登壇）

総務部長（白石民次君） 湯井議員のご質問にお答えいたします。

今現在、職員の交通事故が多いということで、今後、どういう対応を考えているかということですが、10月3日にもそういう対応策を考えるということで、助役を筆頭に会議を開きました。その中におきまして、職員も注意はしているのかもしれませんが、ちょっとした気の緩みで、そういう事故が起きているわけなのですけれども、今後、職員の交通事故等に対する懲戒処分の基準というのを設けまして、そういうものに当てはまるものは、そういう罰則を科していくとか、少し厳しい姿勢でいきたいと思っております。それともう一つ、職員の安全適性検査、そういうものもまた、今後、県警の方のご協力を得まして実施していきたいと思っております。事故が起きていますけれども、今後、そうい

うことのないように十分に職員に喚起を促していきたいと思いますので、よろしくお願ひ  
します。

議 長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） この件に関して、次の12月議会でまた事故の専決処分が上がってくるこ  
とはないのでしょね。その点、確認しておきます。

議 長（反町 清君） 助役。

（助役 関口 敏君登壇）

助 役（関口 敏君） お答えいたします。

交通事故防止については、部長の方で事故防止について申し上げましたけれども、12  
月議会で提案がないかということなのですけれども、現実に示談しているのが1件ござい  
ます。そのほか事故がないよう徹底していきたいと思いますので、了承していただきたい  
と思います。

議 長（反町 清君） 他にご質疑願ひます。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした  
いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第13号について報告を終わります。

#### 第7 議案第98号 監査委員の選任について

議 長（反町 清君） 日程第7、議案第98号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により隅田川徳一君の退席を求めます。

（21番 隅田川徳一君退席）

議 長（反町 清君） 提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願ひます。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 議案第98号監査委員の選任についてご説明申し上げます。

ご承知のとおり、本市の監査委員は2人と定められ、識見を有する者から1人、議員か  
ら1人を、議会の同意を得て選任しております。このたび、議員から選任されました塩原  
吉三監査委員が平成17年9月30日をもって辞職されたことにより、現在、欠員が生じ  
ております。その後任として隅田川徳一議員を選任いたしたく、議会の同意をお願いする  
ものであります。

隅田川議員は、藤岡市藤岡に居住されており、昭和22年12月生まれの57歳であり

ます。主な経歴を申し上げますと、平成2年に市議会議員に初当選され、現在、通算4期目であります。公平にして、温厚篤実な性格は、住民の深い信望を得ているところであり、また、豊富な経験により地方行政に精通し、識見も高く、監査委員として適任と考え、ご提案申し上げるものであります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第98号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第98号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については、討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第98号監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（反町 清君） 起立多数であります。よって、議案第98号監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

隅田川徳一君の入場を求めます。

（21番 隅田川徳一君入場）

第8 議案第99号 多野藤岡医療事務市町村組合の規約変更に関する協議について



議長（反町 清君） 日程第8、議案第99号多野藤岡医療事務市町村組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 議案第99号多野藤岡医療事務市町村組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案に関しましては、9月の定例市議会に提案させていただきましたが、私の説明が不足した結果、否決となった案件でございます。この協議は、組織する市町村議会の議決を経て市町村長が地方自治法に基づき協議書を作成することになり、12月の定例市議会では、時間的に手続が間に合いませんので、本組合を構成する町村は既に議決をいただいております。そのような事情から、今回の臨時会に提案させていただきました。

それでは、改正規約の内容についてご説明申し上げます。この改正規約第1条は、平成18年1月23日から新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合により新町が多野藤岡医療事務市町村組合から脱退することに伴う組合規約の一部改正であります。

第2条において、組合を組織する地方公共団体から新町が脱退するため、新町を削るものであります。次に、第5条において、組合の議会の組織に関する改正で、議員定数を21人から19人とし、選挙区並びに議員数において新町2人を削るものであります。

次に、改正規約第2条は、第6章雑則、第19条の追加で、関係市町村の数の増減に伴う事務の承継について、関係市町村が議会の議決を経てする協議をもって定める規定を設けるものであります。事務の承継は、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、その地域が新たに属した地方公共団体がその事務を継承することとなっておりますが、債権債務、公文書、その他権利及び義務は、承継の区分を定めて複数の団体に振り分けることが困難な場合が多いことが予想されます。また、歳計現金は地方自治法第237条第1項の財産に該当しないため、同法第7条第4項の財産にも該当しないこととなり、合併に伴う財産処分とは別に処分方法を協議しなければなりません。このため、これら処分の法的根拠として、地方自治法施行令第218条の2の規定により、本組合規約に追加するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） これより質疑に入ります。ご質疑願います。

串田武君。

3番（串田 武君） ただいま部長の方から説明をいただいた冒頭に話があったように、我々、9月議会においての対応について、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

先ほど部長の提案説明の中で、前段として、私の説明が不足した結果否決となった案件と説明されました。そこで、お聞きいたします。議会に提案させる案件、特に問題を抱えている事業等の関連について、事前に内部調整、つまり部長会議等がなされているものと思いますが、今までの状況では、一部の案件について、関連する部署であるにもかかわらず、残念ながら時にはあいまいな答弁等が目立ち、議会对応についての共通認識がなされていないような気がいたします。現在、具体的にだれ、あるいはどこの部署が中心となって、どんな手法で重要会議がなされているのか、助役にお伺いいたします。

と申しますのは、今回の議案についても、他の一部事務組合と違い、常に病院運営のあり方についてさまざまな意見があり、多くの問題点を抱えている事業であるところから、予測される質問等に十分な準備や議会对応がなされてしかるべきであったと思います。今後の対応等を含めて助役の方からお願いしたいと思います。

議長（反町 清君） 助役。

（助役 関口 敏君登壇）

助役（関口 敏君） お答えいたします。

庁議の具体的な方法といたしましては、担当部署から問題提起を受けまして、市長ほか三役を含めた全部長で協議しております。特に問題を抱えている案件につきましては、今までも協議してきたところがございますけれども、今後さらに議会に提出する重要な案件につきましては、十分に協議をして、議員ご指摘の共通認識を持って対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（反町 清君） 串田武君。

3 番（串田 武君） 2点目として、今後、新たに発生する組合事業の負担率について、合併問題協議会中あるいは他の場におきましても、そのときの執行部側の話は、神流町・吉井町の首長選後改めて申し入れるとのことであったというふうに思っております。いつ、この藤岡市の申し入れどおり90%対10%で他町村が了承したのか、2点目としてお伺いいたします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 新町が脱退することによりまして、必然的に残った構成市町村の負担は上がりますので、協議は非常に難航いたしました。9月下旬に了承をいただくことができました。

以上でございます。

議長（反町 清君） 串田武君。

3 番（串田 武君） 3点目といたしまして、先ほど助役の答弁をいただき、庁議においては市長ほか三役を含めた全部署で協議しておりますと報告がございました。今回のこの規約変更について、過去の経緯について、実は一番参考になるのは、平成9年の議会において大きな組合規定の改定がなされている。そういう経過について、やはり答弁書等を調べさせていただきますと、この組合が設立した当初からの経緯について、事細かに市長答弁がなされ、そして議会に諮られた結果、全員の賛成でこの規約改正がなされたという経緯もございます。これらを踏まえて、いろいろ病院の方から資料等も徴取し、議会事務局の協力をいただいて、これら経緯について、我々は過去の経緯をほとんど知らなかったということで、それらについて確認の意味で、この平成9年の段階で、経緯の市長答弁がなされたこと等を踏まえて、ここで再確認をさせていただきたいと思えます。

負担割合と議員数について、経緯といたしましては、昭和25年に11町村で病院議会議会を構成、設立当初の議員数は、各町村の17人、負担割合は均等割100分の30と国勢調査の人口割100分の70で、まずスタートいたしましたわけでございます。その後、昭和30年、昭和の大合併で多野藤岡プラス現在の高崎市に属します八幡村の8市町村で構成して、このときに均等割20%、人口割80%に変更し、議員数を20人として、このときに藤岡市の人数は8人としてあります。昭和42年に高崎市に八幡村が行きましたので、7市町村で構成し、負担割合を藤岡市70%、他町村30%、議員数を21人とし、藤岡市8人はそのままというような状況でありました。昭和57年に医師会との連携を深めるため、全地域を対象として3人を増員し、議員数を24人とし、藤岡市の定数はそのまま8人ということになっております。続いて、平成3年度の当初、当分の間、実は鬼石町が鬼石病院を抱えるということから、両方の負担は大変だということで、この問題が提起され、この時点で鬼石町分の負担割合5.437%を、そして負担割合を藤岡市が70%から75%に、他町村が30%から25%としてございます。このとき規約改正もなく、議員数は定数24人そのままとして、この間、藤岡市の議員3人は選出し、つまり3人を欠員、空席としてあるわけでございます。

これらの経緯を、実は、この平成9年の規約改正のときにしっかりと議会報告をし、それを前提にして審議された平成9年度の改革が、鬼石町が正式に脱退したことから負担割合を藤岡市90%、他町村10%とし、藤岡市が責任ある運営を遂行するためとして次の3点を決めたということになっております。まず、一つとして、管理者については、この時点までは、構成市町村の中から選挙で決めていたが、藤岡市に固定した。2つ目として、議員定数24人から20人に減らし、藤岡市が過半数となる11人、他町村が9人とした。3番目として、名称変更を、公立藤岡総合病院とする。これらのことが全員起立をもって可決されたという経緯がございます。平成12年度に万場町、中里村、上野村から、今ま

で1人を2人にしてもらいたいという申し入れがあって、そして議員数を21人にしたという経緯でございます。

このような経緯と背景からすると、今日までの議員構成のあり方としては、慣例優先として首長が協議して出た結果を市議会に諮るという手法でやってきたものと思われませんが、市町村割合と議員構成との直接的な相関関係は、当初から課題としてなかったのかお伺いして、3点目といたします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 今、おっしゃられたとおりでございます。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） 議案第99号について質疑をさせていただきます。

たしかこの議案は、9月2日に行われた9月定例会初日に審議をされ、否決された議案だと認識しております。先ほどの提案理由の説明の中で、健康福祉部長の方から、私の説明不足により議会の皆さんの同意が得られなかったので、再度提案するという事を申されておりました。私がこの議案を見る限り、9月議会と今回の議案を見比べているのですが、提出日が違うくらいで、全く内容は一緒ですね。そういった議案を再提案してきたということで認識してお伺いいたしますが、先ほどの議員の質問ではありませんが、この問題は、藤岡市内部だけでは決められない議案であると思っております。当然これは構成市町村の首長の提案ということで認識しております。

そこでお伺いいたしますが、9月定例会に否決された後、構成市町村で、この問題についてどのように協議をされたのか。それと、先ほど、再度提案理由の説明をしていただきましたが、当然、新町を削るということは、新町が高崎市に合併するから当然の内容だと思うのですよ。問題は、この定数の問題というふうに私は理解しております。藤岡市が11人ということで、確かに前回のときに、これで藤岡市の構成の議員数が58%に上るのでご理解いただきたい、そういった提案理由の説明ではなかったですか。その点について、再度お伺いいたします。

まず、その2点を詳細にご説明いただきたいと思えます。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 最初の、否決をいただいてからの関係市町村との協議ということでございますけれども、翌日の新聞にも出たわけでございますので、関係市町村からは、何なんだというような内容のクレームもございました。もう既に、そのときには関係市町村もすべて同じような議案で用意が整っておりましたので、ぜひ何とかご理解いただきたいということでご説明申し上げたわけでございますけれども、事務レベルでは、そういうやり

取りはっております。

それから、2点目の議員数の関係でございますけれども、おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） そういった中では、今、健康福祉部長の方に答弁いただきましたが、議案の中身としては全く変わっていないのですよ。それで、私の提案説明の不足のために、今回再度説明して、議案として上げたというのは、私は全く理解できない。

これは新井市長にお伺いいたしますが、これは事務担当レベルの問題ではないと思うのですよね。私が言いたいのは、藤岡市がこの議案を一番最初に提出されたわけですよ。それで、否決をされた。私は、普通なら関係市町村に、藤岡市の方で否決されたので、もう一回この内容も含めて精査をしていただきたいという提案をするのが藤岡市長の役目だと私は思っております。その点について、市長は、否決された後に関係市町村とどのように協議したのかお答えいただきたい。

それと、市長、あなたはこの場で、私の質問に対して、構成市町村の負担率の問題について9割対1割と、これは必ず確保するように私は努力していきたいと明言したわけですよ。この議案の提出前ですよ。そういったことを踏まえても、この議案と負担率の問題は、全く別問題だと私は認識しております。

先ほど、串田議員の方から負担率のいろいろな経過について、私も聞いていましたが、この議案第99号、この中身、特に定員の問題について、全く負担率とは別問題。前回の議会でも、ある議員が、この13人から11人に減員した、私は13人、そういう主張をしてきました。なぜなら、新町が抜ける。藤岡市は、来年の1月1日には鬼石町と合併するのですよ。構成市町村である鬼石町が、編入合併とはいえ、鬼石町の、今度は行ってくる議員にも、この2人の枠を確保してやりたい、そういう気持ちのあらわれの意見も出ましたよね。そういったことも全然考慮しないで、一字一句変わらないで、再提案した理由は、私は一向に理解できないし、何か、この議会が、今度可決に回るような議会なら、何かおかしいような気がしてなりません。市長の明確な答弁を求めるわけでございますが、なぜ再度同じ内容を提案してきたのか、その真意を伺いたい。よろしくお願いします。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） この議案を提出させていただく前段として、病院での構成市町村の首長会議が何度か開催されました。その中で、座長は私の方になっておりますけれども、中心となってとりまとめたということはあります。ただ、いろいろな議論の中で、新町の2人の

議員定数をそのまま21人から2人を外して19人にするということで、構成市町村の首長会議で決めさせていただきましたものですから、私の方は、一度9月議会で否決されましたけれども、その後何としても努力して、この同じ議案で議会の同意をいただきたいということで、再度提案させていただきました。

今、冬木議員が9割対1割の定員とは別問題だと言われましたけれども、質問の中で、鬼石町が構成市町村の中にあるというような質問でしたけれども、鬼石町は構成市町村には入っておりません。ですから、今の21人の中で鬼石町は定数の中は入っておりませんが、9割対1割とは別問題だということでございますが、私は、前回のこの定例会の中でも、議会の皆さんが9割対1割という負担割合があるのだから9割の主張ができるようにすべきではないかというご指摘をいただいたというふうに感じておりますけれども、そういう意味で、9割対1割と定数に関連がないということではない、やはりそこは相関的に関連して、負担率とはまた別にいろいろな構成市町村で、今までと同じようにあの病院を運営していかなければならない、その責任を持ちつつ、今までと同様な運営ができればいい、こういうふうに思っておりますので、新町の2人につきましては、定数の2人を削減したということで、答えとさせていただきます。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 議案の質問なので、3回しかできないということなので、私の質問に対して、市長の答弁は、私は全く理解できないのですけれども、鬼石町が構成市町村に入っていないのは、私も重々承知しているのですよ。あと2カ月と10日経てば鬼石町と合併するのですよ。した場合のことを私は言っているわけなのです。鬼石町は鬼石町の町立の病院があるから、今現在、この公立藤岡総合病院の組合に入っていないのは、私も重々承知しているのですよ。これからのことを言っているのではないですか。病院の経営が順調だったら、私はこんなことは言いませんよ。責任を持って、これから公立病院として市民の負託に答えていく病院にするには、鬼石町の議員にだってそういう情報を持ってもらいたいし、真剣にこれから、では運営はどうするのか、そういった問題についても議論してもらわなくてもいいということですか。吸収合併だから、そういう必要はないということですか。それについても、1点お願いしますよ。

それで、負担率と全然別問題ではないという話をあなたはそこでしているのだけれども、この問題が発生する前に、もうここで明言しているのですよ。そのときに定数の問題も含めて、この9割対1割を私は考えますと、リンクしているのですよという話はしましたか。私は、たしかしていないと思います。構成市町村の9割対1割、これは必ず堅持していくように私は努力いたしますと、力強い言葉で、壇上で我々議会に向かいまして明言したじゃないですか。それなのに、今になって、この問題が前回否決されたから、これはリンク

しているのだ、そういうふうにあなたはおっしゃいますけれども、私は、否決された後に、  
どういふ分でも構成町村の首長と1回慎重審議をして、再提案をするならする、中身を精  
査して修正するならする、そういった作業が私はほしかったと思います。もう、一回構成  
市町村で協議したものなのだから、藤岡市だけが否決されて、新町、吉井町、上野村、神  
流町が可決されたので、再度協議する必要はない、その考えは、私は全然わかりませんね。  
もう一回聞きます。9月2日の議会初日に、この多野藤岡医療事務市町村組合の規約変更  
に関する協議について否決後、構成市町村の首長と、このことについて正式な会議で協議  
したのかしないのか、その点をはっきり答弁をいただきたいと思います。

議 長（反町 清君） 市長。

市 長（新井利明君） 今の9月2日以降の会議をしたのかということですが、会議はし  
ておりません。私と町村長、個々に協議をさせていただきまして、話をさせていただいて、  
私の方も臨時会をお願いしながら、何とか今の議案でお願いしたいので、各町村長の議会  
の中で議案としてそのまま議論していただきたいということをお願いさせていただきました。

また、過去の議会の中で、私は9割対1割の負担割合を努力していくというふうに申し  
上げましたが、この努力していくという問題と、この新町の定数2人が削減するというこ  
とは全く次元が違うというふうに議員がおっしゃる。これも意味はわかりますが、協議を  
する中でどうしてもその問題というのは出てまいります。そして、新町の3・4幾つかの  
負担割合を各町村の方をお願いしたい、そういうことで何としてもご理解いただきたいと  
いうことをお願いしている最中でもございました。ですから、その管理者会議の中で、新  
町2人の削減につきましては、いろいろな意見もありましたけれども、削減ということで  
管理者会議の決定をさせていただきました。

議 長（反町 清君） 他にご質疑願います。

針谷賢一君。

1 6 番（針谷賢一君） 1点だけお伺いいたします。

先ほど健康福祉部長の方から答弁がありましたけれども、もう一度くどいようですけれ  
ども確認をさせていただきます。本市と町村で90%対10%の負担割合ですけれども、  
新町の分の負担を残りの町村で負担しますという、その辺の確約はしっかり取れているの  
かどうか、もう一度お伺いいたします。

議 長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 私ども事務レベルと、市長にも同行していただきまして、確約が取れ  
ております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6 番（三好徹明君） 私は、9月定例会でも、この定数のことにつきまして反対の質疑をいたしました。これは再度、執行部側の皆さんにも、きょう、ここにいる我々議会の人たちにも認識をしていただきたいのですが、定数の多い少ない、定数が2人減するのを藤岡市に振り向けるか、あるいはそのままカットするか、こういう議論が、今、されているわけですよ。その本質は、何によってこの問題が今日まで議論されているかということであります。これは、今の公立藤岡総合病院の経営が大変な状態、これは何によってもたらされたのかということから出発しなければ、議論の本質には行き着かないわけです。

今、執行部側に、三役の方は当時いらっしゃいませんでした。また、議会の方にも、6人の方は前回の改選時で当選されて、この議場に座っております。我々は、この病院建設のとき、21人の構成市町村の議員が、当時、藤岡市では署名活動をして、市を半分に分けるような大きな問題になりまして、この建設の是非かを問うたことを経て建設が着工されたわけであります。このとき、たまたま9割対1割の負担で藤岡市がイニシアティブをとっていた。しかし、それをチェックする議決権は議会が握っていたのですね。これが病院議会構成市町村の議員の数が適当でなかったために、他の町村及び医師会等の知識経験者3人と全員が、この病院建設賛成に回ったわけです。時の判断でそうされたのでしょう。しかし、藤岡市から出ている議員は、5人对4人で、この病院は検討もしくは再検討及び建設中止ということで、病院建設反対に回った経緯があります。藤岡市側の意思表示としては、反対だったわけです。しかし、賛成多数でこの病院が建設されて、九十数億円という巨費が投じられて、現在、その重荷で構成市町村はおろか、関係のない鬼石町まで、今度藤岡市と合併して、その重荷を背負っていかなければならない状況に立っている。この病院が執行部側主導によって建設されてしまったということは明らかなわけであります。

こういう中で、私は、現在の市長以下三役の方が、当時、同じ状況に置かれていたならば、果たしてどう判断するでしょうか。民意がそこにきちっと反映されているとはとても思えないのですね。ここに問題の本質があるわけです。ですから、その経験を経てさえいれば、この市町村合併に伴い、あるいは新町の脱退等によって議員定数の変更については、逆に私は、各構成市町村の方に、こういう経緯を経たから、藤岡市が9割の負担を持って責任を持つならば、その権限を9割とは言わなくても、7割ぐらいほしいと、そうすることが常識的な判断だと思うのですね。なぜそれを提案されないのか、それが不思議なのですよ。二つか三つがどうだということではないのです。あるいは、その議員構成者の有識者の医師会は当時3人の議員を派遣されておりました。当然、病院建設賛成に回ったわけでありますけれども、その後、間違いだったとして、一転して反対に回ったのですよ。そ



の後、私は、病院議員として7年いますが、病院議会で毎度この問題を追及しています。副院長は、私の追及に対して、あの病院建設は間違いでしたと明確に、病院議会の公式の場でもって、そのように謝罪しているのですよ。問題は、この病院の議決、これに端を發して今の状況になっているわけです。

ですから、今、改正しようとする際、市長は構成町村の町村長に対して、ここに大きな問題があった、ですからこの議会の構成については抜本的に見直しをしていただきたいと。今回、一遍にできないとするならば、次回にでもこれをきちっとした形にしていだきたい、こういう約束を本当は取りつけるべきである、私はこのように思うのですが、そのような考えが、当時、この問題が発生したときに、その場でもって浮かばなかったのかどうか、市長に、第1回目の質問として伺います。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 今、三好議員から、過去のことにつきましても触れられて、いろいろご指導いただきましたけれども、まず、質問の前に、当時、病院議会の中で5人对4人であったということですが、この藤岡市議会の中でもきちっとそれは議論され、議決をいただいたと解釈するわけでございます。そして、今のご質問の、首長会議の中でそういった問題について、きちっと藤岡市の立場、90%対10%の意味するところ、こういったものを理解するように努力しなかったのか、また今後どうするのかということなのですけれども、ほかのいろいろな一部事務組合、このことにつきましても同様の手法で議員定数を決めさせていただきました。その中で、病院だけちょっと別扱いという、90%対10%という負担割合の決め方が違っておりますので、当然そういったものを考えていかなければいけない。ただ、それは今後の問題だと私は思っております、今、ここで将来こういうふうにしていきたいということを申し上げる場ではありません。

というのは、まだまだ一部事務組合のいろいろなこれからの負担割合、そういったものも議論を重ねていかなければいけない問題が多々あります。そういったところでしなければいけないと思っておりますが、当然、今、議員が言われるように、90%対10%という負担割合の藤岡市の大きさというのは、大変なものがあるわけです。ただ、それを90%対10%だから、議員構成上90%を持つ、議員は90%とは言わないと言いましたけれども、そういう考え方の中で90%に近い数字を持つということになりますと、では出せない町村も出てくる。こういうことでもいけないと思います。やはり病院事業でございますので、この関係する市町村、負担は少しでもみんな責任を持ってこれからもやっていくのだ、こういう意識のもとでこれからも病院運営をしていこう、そういう各町村長の意思もお願いしております。簡単に、抜ければいいという問題ではありません。これからも

あの大変な経営状況の中、少しでもよくしていこうという意思のもと、これから病院事業についてしっかりやっいていこう。そのためには、経営改善もしっかり事前に見せてくださいよ、どういう方法でやるのだということも見せてくださいよ、そういう話もあります。そういう中で、定数の問題、負担の問題、こういったものを議論して決めたわけでございます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6 番（三好徹明君） あちこち話が飛んでしまって、わかりにくいような質問になってしまったのかなと思うのですが、簡単に言いますと、お金を負担している、だからそれだけの責任と権限を有するのが藤岡市である。しかし、全体の1割しか負担していない関係構成町村は、金を出さないけれども口を出す。意思決定に参画する。これが今の公立藤岡総合病院の一部事務組合の実態なのです。お金は出さないで、権限だけを有する。これがおかしいのではないですか、一つの組織として、これはいびつで、極めて不自然な姿ではないですか、これがこの病院の惨状を招いたとは思いませんかということ、私は市長に尋ねているのです。だから、当然負担割合を9割から7割、3割にしてくださいとかということは、今のこの財政事情で、各町村が耐えられるわけではないのです。これは非現実的な議論だと思います。しかし、議会の構成、一部事務組合の構成要員を変えるということに対して、何の異論もないのが普通だと思いますよ。私が他の町村の首長だったら主張はしますよ。しかし、そうだよねと、金を出さないで口を出すというのは、これはちょっと立場を変えてみれば、それはおかしいよねと、これは一般論としても当然成り立つ話です。それで、それになおかつそれが過去に、こういう事態を招く要因になっているのです。ここに問題の本質がある。

私がなぜこのことをしつこく言うかというのは、今、小泉改革が郵政27万人を民間人に追いやったように、医療改革、農政改革、次々と構造改革が進みますよ。当然医療改革は、もう聖域でも何でもありません。何が起きるかわからない。これが今の日本の政治の大きな流れなのです。再三私が言っているように、あの病院を民営化、どこかに委託してしまうとかあるいは、今、県で進めている、ちょっと調査は不十分ですけども、呼吸器センターをどこか探しているという話も、私は聞いているのです。病院執行部側が垣根を取って、そのプロジェクトチームでもつくって、ありとあらゆる改革をするのであれば、なぜ県からそういう情報を得て名乗りを上げて、一気にそれをひっくるめて改革しようということだってできたはず。しかし、そういうことは全部シャットアウトして、内部で処理をしようとしている。これもあれも全部議会の構成がそのように不自然な、民意が反映されないような形になってしまったから、こうなってしまった。

ですから、私は市長に、今後議論してではなくて、自分の中にそういう危機感、本当に過去にそういうことで議会の意思決定によってなってしまう。これは現実なのです。今後、民営化が進む、そういうときにまた議会での議決が必要になりますよ。あるいは今の病棟の方を長期療養型にして、こっち側を急性医療型にしようとか、いろいろな議論が出てくる。しかし、最後には、やっぱり議会の議決が必要なのですよ。そのときに、金を出していないけれども、責任はないけれども、口と権限だけは持っていますよという体制になっていたらどうなりますか。執行部側だけの権限が強くて、なぜかという給与を持っているから。私たちが管理者を出して、これをずうっと続けていくのですよ。だから、藤岡市の企画立案は通るのです。他の構成市町村は、それをだまって賛成する。しかし、最後の議会ですよ。議会と執行部側の力関係が完全にアンバランスじゃないですか。これを正常だと言う方が、私は異常だと思いますよ。その点について、市長に再度お伺いします。

議長（反町 清君） 市長。

市長（新井利明君） 議員ご指摘の、執行権と議決権のアンバランスだというご指摘なのですが、執行権につきましても、負担率が90%あるから黙って私の言うことを聞きなさいということでは、これは通りません。やはり負担割合90%対10%の中でも、今まで運営してきた公立藤岡総合病院の基本方針、これは地域で、みんなでやっていくのだ、これがなければ今後できなくなってしまう。ですから、執行権と議決権のアンバランスだというふうには私は理解しておりません。ただ、執行権の中で、管理者という立場が、今、藤岡市が決められておりますので、その中できちっと藤岡市の民意、そういったものを反映しながら運営していかなければならないというふうには思っております。そして、今後、この病院の運営のあり方につきましても、きちっと議会の皆様のご理解をいただけるような、そんな病院にならなければいけないと思っております。負担割合と執行権、議決権、これがいびつである、そういう認識のもとでは、これから病院をやっていくつもりはありません。ただ、管理者として藤岡市民の皆さんが、いい病院だな、我々の健康をしっかりと守ってくれるのだというような病院にしていきたいと思っております。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6番（三好徹明君） 市長の考えは、よくわかりました。それで、最後は答弁を求めませんので、私の方から指摘だけして質問を終わりたいと思います。

この90%対10%、藤岡市が90%の責任を負わなければならない。実際に融資する3億円だって藤岡市がするわけですよ。吉井町や皆さんは、それを出しませんよね。これを見たってわかるように、病院の経営の状況については、どんなことを言っても、すべて藤岡市が背負っていかなければならないという現実があるのですよ。

議長（反町 清君） 簡明にお願いいたします。

6 番（三好徹明君） ですから、そういう中で、それを阻止できる、今後、大きな意思決定をしていかなければならない場面が出てくるということを私は予測している。そのときに議会がブレーキをかけられるような体制をとっておかなければ、また失敗をする。そのときは破綻ですよ。ですから、市長にそういう考えがあって、提案権があるのだから、構成市町村の会議のときに、どうでしょう、そういう形を正常な形に、世間でも通るような、そういう形にすべきだと私は思うのですけれども、そうは思わない、それぞれ努力をしながら、今の状態のままでもって努力していきたいのだと。ところが、制度的にそういうふうにしなれば、努力の限界もある。制度をきちっと整備しなければだめだというのが私の認識でありますので、以上で私の3回目の質問を終わります。

議長（反町 清君） 他にご質疑願います。

青柳正敏君。

17 番（青柳正敏君） この議案第99号について質疑をさせていただきます。

前質問者の議員の方からもありましたけれども、発言の権利、またそれに伴う責任90%という、このところにやはり問題があるのだと思うのですけれども、今現在90%対10%という、新町が抜ける分については町村がそれを受け持つ、10%は崩れないということですが、この90%ということが、一部事務組合を構成するについて、どういった中でこの90%というのが決まってくるのかという、このところに問題があるから、ずうっと責任はないけれども発言権はあるとか、そういうことになってくるのだと思うのですけれども、普通一部事務組合を構成する、またその負担、責任というものを考えたときに、先ほどありましたけれども、均等割だ、人口割だ、いろいろなことがありますけれども、病院について利用割というものを重点に置いた中で責任量、そういうものが構成市町村についてどのように加味された中で90%というのが決定しているのか、この辺がはっきりしないから、責任だけを藤岡市が負って発言権が少ない。この発言権ということについての決定権である議員の定数、この2人の問題ですが、そういうふうに行くのかというふうに思っているのですけれども、この90%の成り立ちについて、理解できるような答弁をいただきたいと思います。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 先ほど串田議員から細かい部分でご説明いただいたとおりなのですが、平成9年度、鬼石町が脱退する際に、藤岡市が責任ある運営を遂行するためとして3点上げられております。管理者がそれまでは構成市町村長の中から選挙で決めておりましたが、これを藤岡市長にということが1点目でございます。それから、2点目ですが、議員定数を24人から20人、藤岡市が過半数としたということでございます。

それから、名称を多野病院から藤岡総合病院。ちょっとご質問と内容が違いますけれども、平成9年度に90%対10%になったときの大きな理由というのは、この3点が上げられるというふうに解釈しております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） 責任ある運営という中で、管理者の固定とか定数、また名称、そういったものが藤岡市として、市民に対してどのような利益をもたらされるかという、これがないから皆さんが怒っているのではないですか。今、新町が抜けることについては、町村の利用率というものが、それでどういうふうになるか、また藤岡市に鬼石町が併合されるといような中において、この利用率がどういうふうになるか、このところもしわかるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 平成16年度の数字でございますけれども、新町が脱退した後の構成市町村、藤岡市、鬼石町がもちろん藤岡市に入ります。吉井町、神流町、上野村。鬼石町を含めたところの患者数で、パーセンテージで申し上げますと86.3%になります。吉井町、神流町、上野村で13.7%という数字が算出されております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第99号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第99号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第99号多野藤岡医療事務市町村組合の規約変更に関する

る協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立多数であります。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

#### 字 句 の 整 理 の 件

議長(反町 清君) お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第42条の規定に基づき、その条項・字句・数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字等の整理は議長に委任することに決しました。

#### 市 長 あ い さ つ

議長(反町 清君) この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 平成17年第6回藤岡市議会臨時会の閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本議会に提案いたしました報告及び議案につきまして、慎重審議の上、ご決定いただき、深く感謝を申し上げます。今後とも議員各位のご協力のもとに、市政の発展と市民福祉向上のため誠心誠意努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

#### 開 会

議長(反町 清君) 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成17年第6回藤岡市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時17分閉会